



# 宮 崎 県 公 報

令和元年9月30日(月曜日) 第43号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目 次

### 規 則

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 1
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 12

### 告 示

- 県税の期限の延長……………(税務課) 12
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(福祉保健課) 12
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 13
- 保安林の指定予定の通知……………( " ) 13
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知(3件)……………( " ) 13
- 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止……………(水産政策課) 14

- 道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 14
- 道路の供用の開始(6件)……………( " ) 15
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 16
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……………(会計課) 17

### 公 告

- 准看護師試験の実施……………(医療業務課) 17
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 17
- 土地改良区の定款変更の認可……………( " ) 17
- 県営土地改良事業の工事の完了(2件)……………( " ) 17
- 基本測量の実施の通知……………(管理課) 18
- 公共測量の実施の通知……………( " ) 18
- 落札者等の公告(2件)……………18

### 労働委員会規則

- 宮崎県労働委員会会議運営規則の一部を改正する規則……………18

### 海区漁業調整委員会指示

- 漁業法に基づく指示……………19

## 規 則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第12号

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第4号の2を次のように改める。

様式第4号の2 (第7条関係)

(表面)  
認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 ー  
申請者 住 所

電話番号 ー ー

名 称

代表者の  
氏 名

印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、次のとおり申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 ( )
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙1「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

## (裏面)

## 記載上の注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣について記載すること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

## 添付書類

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別葉に記載の上、これを添付すること。
- 2 ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ及びニホンザルを対象とする装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業を実施する場合（省令第19条の8第5号ただし書に規定する事業を除く。）であって、捕獲従事者が10人以上であることを別紙1により確認できないときは、事業従事者（捕獲従事者を除く。）を別紙2に記載の上、これを添付すること。
- 3 別紙3に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。





## 【別紙3】添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合又は申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が施行規則第19条の4第1項第2号イ及びビロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 省令第19条の7に規定する研修に関する計画書
- 申請者の捕獲実績を記した書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類（事業の契約書、仕様書、事業報告書等）並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない旨の誓約書
- 省令第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書

（銃猟による事業を実施する場合）

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

（夜間銃猟を実施する場合）

- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
  - ・射撃技能を証明する書類
  - ・捕獲実績に関する書類
  - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

別記様式第4号の7を次のように改める。

様式第4号の7(第7条関係)

(表面)

認定有効期間更新申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒 ー

申請者 住 所

電話番号 ー ー

名 称

代表者の

氏 名

印

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定に基づき、認定の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認 定 証 の 番 号	
認 定 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日
認定をした都道府県知事名	

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 2 イノシシ 3 ヒグマ 4 ツキノワグマ 5 ニホンザル 6 その他 ( )
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	別紙1「捕獲従事者名簿」のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		
研修の実施状況		

(裏面)

記載上の注意事項

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣について記載すること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別葉に記載の上、これを添付すること。
- 2 ニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマ及びニホンザルを対象とする装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業を実施する場合(省令第19条の8第5号ただし書に規定する事業を除く。)であって、捕獲従事者が10人以上であることを別紙1により確認できないときは、事業従事者(捕獲従事者を除く。)を別紙2に記載の上、これを添付すること。
- 3 別紙3に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。





【別紙2】事業従事者名簿

氏 名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務

添付書類  
運転免許証等の本人確認書類の写し

## 【別紙3】添付書類一覧

※本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

※前回申請時に提出した書類から変更がなく、かつ、更新の際に改めて提出させて確認する必要がないと知事が認める場合は、その添付を省略することができる。ただし、下線のものは必須とする。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿（代表者を含む役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職）
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類
- 申請者が地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
- 事業管理責任者が申請者の役員である場合又は申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が省令第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに受講した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 省令第19条の7に規定する研修に関する計画書
- 省令第19条の7に規定する研修の実施状況に関する報告書
- 申請者の捕獲実績を記した書類（鳥獣の捕獲等の発注者の氏名又は名称、鳥獣の種類、実施期間、実施区域、捕獲等の方法及び捕獲数を記した書類（事業の契約書、仕様書、事業報告書等）並びに申請前3年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書を含む。）
- 役員及び事業管理責任者が省令第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書
- 省令第19条の8第4号に規定する損害保険契約の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（銃猟による事業を実施する場合）
- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）（夜間銃猟を実施する場合）
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
  - ・射撃技能を証明する書類
  - ・捕獲実績に関する書類
  - ・人格識見を有する旨の推薦書
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し（新たに修了した者に係る修了証の写しに限る。）
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第13号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和47年宮崎県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宅地建物取引士の登録申請書に添付する書類) 第8条の2 法第18条第1項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、法第19条第1項の登録申請書に省令第14条の3第3項各号に規定する書類及び試験の合格証書の写し又は第6条に規定する合格証明書のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 登録申請者が外国人である場合(省令第14条の3第3項第4号の証明書の添付ができない場合に限る。) 法第18条第1項第2号及び第3号に該当しない旨を誓約する書面	(宅地建物取引士の登録申請書に添付する書類) 第8条の2 法第18条第1項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、法第19条第1項の登録申請書に省令第14条の3第3項各号に規定する書類及び試験の合格証書の写し又は第6条に規定する合格証明書のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 登録申請者が外国人である場合(省令第14条の3第3項第3号の証明書の添付ができない場合に限る。) 法第18条第1項第2号に該当しない旨を誓約する書面
2 [略]	2 [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宮崎県告示第343号

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。)第22条ただし書の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年8月27日以降に到来するものについては、自動車取得税、条例第62条の2第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
佐賀県	武雄市及び大町町

宮崎県告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
合同会社 でのひら	都城市五十町1692 -1 イーブンリバ -III 2号棟	ヘルパー ステーション でのひら	都城市五十町1692 -1 イーブンリバ -III 2号棟

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市鷹尾2丁目1番5	都城市五十町1692-1イ ーブンリバーⅢ2号棟	令和元年 8月1日

**宮崎県告示第 345号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2835-1・甲2835-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 346号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字迫前乙1438-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 347号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町三ヶ村字内ノ口午648-1、午648-3、午648-4
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 348号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2835-1・甲2835-2・甲2835-5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 349号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字牧谷甲2835-1・甲2835-2・甲2835-5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 350号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字迫前乙1438-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 351号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年宮崎県規則第65号)第3条の規定により、小型魚に係る定置漁業による採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第1項に規定する都道府県計画に定める小型魚に係る定置漁業による令和元年10月から12月までの期間別の採捕の割当量を超えたので告示する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 352号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字	旧	5.1~10.8	104.0

			下野字岩下			
			1283番1地	新	7.5~12.4	104.0
			先から同郡同町同大字同字1264番2地先まで			

宮崎県告示第 353号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字板床	旧	5.3~14.8	376.2
			1372番1地先から同郡同町同大字字広木野1289番3地先まで	新	6.8~15.4	376.2

宮崎県告示第 354号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字中尾3843番48	旧	24.9~35.7	185.3
			から同郡同町同大字同字3843番1地先まで	新	25.3~37.0	185.3

宮崎県告示第 355号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1451番70地先から同市同町菅原同字未1451番70地先まで	旧	6.7～7.5	5.9
				新	6.7～9.4	5.9

#### 宮崎県告示第 356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申566番160地先から同市同町下鹿川同字申566番160地先まで	旧	11.3～12.6	14.2
				新	11.3～14.2	14.2

#### 宮崎県告示第 357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町うそ越字喰来子2847	旧	4.7～5.7	8.8

			番7地先から同市同町うそ越同字子2845番4地先まで	新	10.1～10.3	8.8
--	--	--	----------------------------	---	-----------	-----

#### 宮崎県告示第 358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
351	県道	木脇高岡線	宮崎市高岡町花見字小谷4825番2地先から同市同町花見同字4825番2地先まで	旧	11.5～19.8	13.3
				新	11.5～20.8	13.3

#### 宮崎県告示第 359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字岩下1283番1地先から同郡同町同大字同字1264番2地先まで	令和元年9月30日

#### 宮崎県告示第 360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字板床1372番1地先から同郡同町同大字字広木野1289番3地先まで	令和元年9月30日

宮崎県告示第361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字中尾3843番48から同郡同町同大字同字3843番1地先まで	令和元年9月30日

宮崎県告示第362号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1451番70地先から同市同町菅原同字未	令和元年9月30日

			1451番70地先まで	
--	--	--	-------------	--

宮崎県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字西畑申566番160地先から同市同町下鹿川同字申566番160地先まで	令和元年9月30日

宮崎県告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月30日から同年10月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町うそ越字喰来子2847番7地先から同市同町うそ越同字子2845番4地先まで	令和元年9月30日

宮崎県告示第365号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 樋の元地区



## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字囲と10番1
2	〃 〃 〃 〃 10番1
3	〃 〃 〃 〃 10番1
4	〃 〃 〃 〃 10番1
5	〃 〃 〃 〃 10番1
6	〃 〃 〃 〃 10番1
7	〃 〃 〃 〃 10番1
8	〃 〃 〃 〃 9番
9	〃 〃 〃 〃 10番1
10	〃 〃 〃 〃 56番
11	〃 〃 〃 〃 56番4地先道路敷
12	〃 〃 〃 〃 37番2
13	〃 〃 〃 〃 2番
14	〃 〃 〃 〃 16番2
15	〃 〃 〃 〃 18番1
16	〃 〃 〃 〃 12番1地先道路敷
17	〃 〃 〃 〃 12番3

## 宮崎県告示第366号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
有限会社福寿荘	都城市北原町24街区21号 都城総合庁舎内売店	令和元年9月27日

## 公 告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、令和元年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 試験の日時

令和2年2月14日(金曜日)

午後1時30分から4時まで

## 2 試験の場所

宮崎市古城町丸尾 100番地

学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学

## 3 受験願書の受付期間

令和2年1月6日(月曜日)から1月10日(金曜日)まで(午

前8時30分から午後5時15分まで)。郵送の場合は、1月10日付けの消印のあるものまで有効とする。

## 4 その他

詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市健康福祉部健康増進課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福祉保健部医療業務課(電話0985(26)7450)に問い合わせること。

また、県外からの受験希望者は、必ず受験願書請求前に宮崎県福祉保健部医療業務課に問い合わせをすること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、清武町土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	池 宮 清 人	宮崎市清武町木原5551番地1

(任期：令和4年6月9日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 倉 重 俊	宮崎市清武町木原5928番地イ

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、蓼池土地改良区(三股町)から令和元年9月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
五ヶ所	高千穂町	中山間地域総合整備事業	令和元年5月10日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
芝原	高千穂町	ため池等整備事業	令和元年7月25日

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

基本測量(電子基準点現地調査)

2 作業地域

日向市

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡日之影町

3 作業期間

令和元年10月10日から令和2年3月10日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、日向市長から次のとおり通知があった。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量(デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000)

2 作業地域

日向市全域

3 作業期間

令和元年9月16日から令和2年3月19日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借 一式

(2) 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援業務

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和元年9月18日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社宮崎支店

支店長 浅野 祥久

宮崎市広島1丁目18番7号

5 落札金額

66,990,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和元年8月8日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

細島港曳船作業等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県県土整備部港湾課 宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月22日

4 落札者の氏名及び住所

細島港荷役振興株式会社 日向市大字日知屋 17731番地2

5 落札金額

314,498,296円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和元年5月23日

労働委員会規則

宮崎県労働委員会会議運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

宮崎県労働委員会会長 山崎 真一朗

宮崎県労働委員会規則第1号

宮崎県労働委員会会議運営規則の一部を改正する規則

宮崎県労働委員会会議運営規則(平成17年宮崎県労働委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(総会) 第2条 総会は、毎月第1及び第3月曜日の午後1時15分から開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、総会の承認を得て変更することができる。	(総会) 第2条 総会は、毎月第1及び第3月曜日の午後1時30分から開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、総会の承認を得て変更することができる。
2 [略]	2 [略]

附則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 126号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第 1 項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和元年9月30日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

(届出)

1 宮崎県沖合水深 100～ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業(以下「あまだい延縄漁業」という。)を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。))が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

(遵守事項)

2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

(漁獲量の上限)

3 あまだい延縄漁業で令和元年漁期(令和元年10月から令和2年9月まで)に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限(属人漁獲量)			県留保分	合計
	県北部 (延岡市～日向市管内の漁業協同組合)	県中部 (都農町～宮崎市管内の漁業協同組合)	県南部 (日南市～串間市管内の漁業協同組合)		
令和元年	0.6トン	4.7トン	8.9トン	1.6トン	15.8トン

(漁獲成績報告書)

4 届出を行った者は、漁獲成績報告書を委員会が別に定める方法により、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

(採捕抑制の要請)

5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若

しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

(指示の有効期間)

7 この指示の有効期間は、令和元年10月1日～令和2年9月30日までとする。

--	--